

(別紙)
平成 23 年 4 月 27 日 付課法 4－10 ほか 3 課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に係る法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。
(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後															改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
(1 震災損失の繰戻しによる還付請求書)																														(1 震災損失の繰戻しによる還付請求書)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
税務署受付印 震災損失の繰戻しによる還付請求書 ※整理番号															税務署受付印 震災損失の繰戻しによる還付請求書 ※整理番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成 年 月 日 税務署長殿															平成 年 月 日 税務署長殿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
(フリガナ) 法人名等															(フリガナ) 法人名等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
納税地 〒 電話() -															納税地 〒 電話() -																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
(フリガナ) 代表者氏名 ㊦															(フリガナ) 代表者氏名 ㊦																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
連絡先 〒 電話() -															連絡先 〒 電話() -																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
期末現在の 資本金等の額 円															期末現在の 資本金等の額 円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 15 条の規定に基づき下記のとおり震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記 <table><thead><tr><th>震災欠損 事業年度</th><th>自平成 年 月 日 至平成 年 月 日</th><th>〔確定申告書〕 中間</th><th>還付所得 事業年度</th><th>自平成 年 月 日 至平成 年 月 日</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">区 分</td><td>請求金額</td><td>※金額</td></tr><tr><td rowspan="2">震災欠損 事業年度の 繰戻対象 震災損失 金額</td><td colspan="2">繰戻対象震災損失金額</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">還付所得 事業年度の 所得金額</td><td colspan="2">所得金額</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額</td><td>4</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">差引所得金額 (3)－(4)</td><td>5</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="8">還付所得 事業年度の 法人税額</td><td colspan="2">納付の確定した法人税額</td><td>6</td><td><u>00</u></td></tr><tr><td colspan="2">仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額</td><td>7</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">控除税額</td><td>8</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">使途秘匿金額に対する税額</td><td>9</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">課税土地譲渡利益金額に対する税額</td><td>10</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">リース特別控除取戻税額</td><td>11</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">法人税額 (6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11)</td><td>12</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">差引法人税額 (12)－(13)</td><td>14</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">還付金額 (14)×(2)／(5)</td><td>15</td><td></td><td></td></tr><tr><td>請求期限</td><td colspan="2">平成 年 月 日</td><td>確定申告書等提出年月日</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="2">還付を受けようとする金融機関等</td><td colspan="2">1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号</td><td colspan="2">2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等</td></tr><tr><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="30"> (削 除) </td></tr><tr><td colspan="15">税理士署名押印</td><td colspan="15">㊦</td></tr><tr><td colspan="15">※税務署 処理欄</td><td colspan="15">※税務署 処理欄</td></tr><tr><td colspan="15">部門</td><td colspan="15">部門</td></tr><tr><td colspan="15">決算期</td><td colspan="15">決算期</td></tr><tr><td colspan="15">業種番号</td><td colspan="15">業種番号</td></tr><tr><td colspan="15">整理簿</td><td colspan="15">整理簿</td></tr><tr><td colspan="15">備考</td><td colspan="15">備考</td></tr><tr><td colspan="15">通信日付印</td><td colspan="15">通信日付印</td></tr><tr><td colspan="15">年 月 日</td><td colspan="15">年 月 日</td></tr><tr><td colspan="15">確認印</td><td colspan="15">確認印</td></tr></tbody></table>																														震災欠損 事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	〔確定申告書〕 中間	還付所得 事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	区 分			請求金額	※金額	震災欠損 事業年度の 繰戻対象 震災損失 金額	繰戻対象震災損失金額		1		同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額		2		還付所得 事業年度の 所得金額	所得金額		3		既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額		4		差引所得金額 (3)－(4)		5			還付所得 事業年度の 法人税額	納付の確定した法人税額		6	<u>00</u>	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		7		控除税額		8		使途秘匿金額に対する税額		9		課税土地譲渡利益金額に対する税額		10		リース特別控除取戻税額		11		法人税額 (6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11)		12		既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額		13		差引法人税額 (12)－(13)		14			還付金額 (14)×(2)／(5)		15			請求期限	平成 年 月 日		確定申告書等提出年月日	平成 年 月 日	還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等						(削 除)																														税理士署名押印															㊦															※税務署 処理欄															※税務署 処理欄															部門															部門															決算期															決算期															業種番号															業種番号															整理簿															整理簿															備考															備考															通信日付印															通信日付印															年 月 日															年 月 日															確認印															確認印															東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 15 条の規定に基づき下記のとおり震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記 <table><thead><tr><th>震災欠損 事業年度</th><th>自平成 年 月 日 至平成 年 月 日</th><th>〔確定申告書〕 中間</th><th>還付所得 事業年度</th><th>自平成 年 月 日 至平成 年 月 日</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">区 分</td><td>請求金額</td><td>※金額</td></tr><tr><td rowspan="2">震災欠損 事業年度の 繰戻対象 震災損失 金額</td><td colspan="2">繰戻対象震災損失金額</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">還付所得 事業年度の 所得金額</td><td colspan="2">所得金額</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額</td><td>4</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">差引所得金額 (3)－(4)</td><td>5</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="8">還付所得 事業年度の 法人税額</td><td colspan="2">納付の確定した法人税額</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額</td><td>7</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">控除税額</td><td>8</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">使途秘匿金額に対する税額</td><td>9</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">課税土地譲渡利益金額に対する税額</td><td>10</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">連結承認取消取戻税額</td><td>11</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">法人税額 (6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11)</td><td>12</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">差引法人税額 (12)－(13)</td><td>14</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">還付金額 (14)×(2)／(5)</td><td>15</td><td></td><td></td></tr><tr><td>請求期限</td><td colspan="2">平成 年 月 日</td><td>確定申告書等提出年月日</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="2">還付を受けようとする金融機関等</td><td colspan="2">1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号</td><td colspan="2">2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等</td></tr><tr><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="30"> 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった繰戻対象震災損失金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 円 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日 </td></tr><tr><td colspan="15">税理士署名押印</td><td colspan="15">㊦</td></tr><tr><td colspan="15">※税務署 処理欄</td><td colspan="15">※税務署 処理欄</td></tr><tr><td colspan="15">部門</td><td colspan="15">部門</td></tr><tr><td colspan="15">決算期</td><td colspan="15">決算期</td></tr><tr><td colspan="15">業種番号</td><td colspan="15">業種番号</td></tr><tr><td colspan="15">整理簿</td><td colspan="15">整理簿</td></tr><tr><td colspan="15">備考</td><td colspan="15">備考</td></tr><tr><td colspan="15">通信日付印</td><td colspan="15">通信日付印</td></tr><tr><td colspan="15">年 月 日</td><td colspan="15">年 月 日</td></tr><tr><td colspan="15">確認印</td><td colspan="15">確認印</td></tr></tbody></table>																														震災欠損 事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	〔確定申告書〕 中間	還付所得 事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	区 分			請求金額	※金額	震災欠損 事業年度の 繰戻対象 震災損失 金額	繰戻対象震災損失金額		1		同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額		2		還付所得 事業年度の 所得金額	所得金額		3		既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額		4		差引所得金額 (3)－(4)		5			還付所得 事業年度の 法人税額	納付の確定した法人税額		6		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		7		控除税額		8		使途秘匿金額に対する税額		9		課税土地譲渡利益金額に対する税額		10		連結承認取消取戻税額		11		法人税額 (6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11)		12		既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額		13		差引法人税額 (12)－(13)		14			還付金額 (14)×(2)／(5)		15			請求期限	平成 年 月 日		確定申告書等提出年月日	平成 年 月 日	還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等						既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった繰戻対象震災損失金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 円 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日																														税理士署名押印															㊦															※税務署 処理欄															※税務署 処理欄															部門															部門															決算期															決算期															業種番号															業種番号															整理簿															整理簿															備考															備考															通信日付印															通信日付印															年 月 日															年 月 日															確認印															確認印														
震災欠損 事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	〔確定申告書〕 中間	還付所得 事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
区 分			請求金額	※金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
震災欠損 事業年度の 繰戻対象 震災損失 金額	繰戻対象震災損失金額		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
還付所得 事業年度の 所得金額	所得金額		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
差引所得金額 (3)－(4)		5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
還付所得 事業年度の 法人税額	納付の確定した法人税額		6	<u>00</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	控除税額		8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	使途秘匿金額に対する税額		9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	課税土地譲渡利益金額に対する税額		10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	リース特別控除取戻税額		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	法人税額 (6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11)		12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額		13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
差引法人税額 (12)－(13)		14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
還付金額 (14)×(2)／(5)		15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
請求期限	平成 年 月 日		確定申告書等提出年月日	平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(削 除)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
税理士署名押印															㊦																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
※税務署 処理欄															※税務署 処理欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
部門															部門																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
決算期															決算期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
業種番号															業種番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
整理簿															整理簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
備考															備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
通信日付印															通信日付印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
年 月 日															年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
確認印															確認印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
震災欠損 事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	〔確定申告書〕 中間	還付所得 事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
区 分			請求金額	※金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
震災欠損 事業年度の 繰戻対象 震災損失 金額	繰戻対象震災損失金額		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
還付所得 事業年度の 所得金額	所得金額		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
差引所得金額 (3)－(4)		5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
還付所得 事業年度の 法人税額	納付の確定した法人税額		6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	控除税額		8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	使途秘匿金額に対する税額		9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	課税土地譲渡利益金額に対する税額		10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	連結承認取消取戻税額		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	法人税額 (6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11)		12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額		13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
差引法人税額 (12)－(13)		14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
還付金額 (14)×(2)／(5)		15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
請求期限	平成 年 月 日		確定申告書等提出年月日	平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった繰戻対象震災損失金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 円 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
税理士署名押印															㊦																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
※税務署 処理欄															※税務署 処理欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
部門															部門																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
決算期															決算期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
業種番号															業種番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
整理簿															整理簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
備考															備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
通信日付印															通信日付印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
年 月 日															年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
確認印															確認印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

26.06 改正

23.04

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
(1) 震災損失の繰戻しによる還付請求書) 震災損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方 1 この還付請求書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第15条(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する法人税法第72条第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り。以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。 なお、この請求書には「繰戻対象震災損失金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。 2 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が繰戻対象震災損失金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間（以下「震災欠損事業年度」といいます。）の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3 この還付請求書は、震災欠損事業年度の確定申告書の提出と同時に（仮決算の中間申告書において震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限まで）、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。 なお、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別業にしてください。 (注) 平成23年3月11日を含む事業年度の法人税の確定申告書を同年7月1日前に提出した法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができますこととされています。 4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。 (1) 「※」の各欄は、記載しないでください。 (2) 「震災欠損事業年度」には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。 また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。 (3) 「震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額」の各欄 イ 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「1」の欄に記載した金額を記載してください。 ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額2」欄には、震災欠損事業年度の繰戻対象震災欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引所得金額5」欄の金額を限度として記載してください。 (注) この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする繰戻対象震災損失金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。 (4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄 イ 「所得金額3」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)等の「1」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。 ロ 「既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得事業年度について、既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った繰戻対象震災損失金額又は欠損金額を記載してください。 (5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄 イ 「納付の確定した法人税額6」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載 しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。 ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ 「控除税額8」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「所得税の額等」欄及び「外国税額」欄の合計金額又は別表一(二)の「所得税の額」欄、「みなし配当の25%相当額」欄及び「外国税額」欄の合計金額を記載してください。 なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんが注意してください。 ニ 「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、租税特別措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2《土地の譲渡等がある場合の特別税率》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ 「リース特別控除取戻税額11」欄には、<u>還付所得事業年度の申告書別表一(一)等の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。</u> ト 「既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、<u>還付所得事業年度について、既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</u> (6) 「還付金額15」欄には、[14欄×2欄÷5欄]の算式により円単位まで算出した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。 (7) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において震災損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。 (注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。 (8) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字を○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (削 除) 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(1) 震災損失の繰戻しによる還付請求書) 震災損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方 1 この還付請求書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第15条(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する法人税法第72条第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り。以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。 なお、この請求書には「繰戻対象震災損失金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。 2 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が繰戻対象震災損失金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間（以下「震災欠損事業年度」といいます。）の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3 この還付請求書は、震災欠損事業年度の確定申告書の提出と同時に（仮決算の中間申告書において震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限まで）、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。 なお、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別業にしてください。 (注) 平成23年3月11日を含む事業年度の法人税の確定申告書を同年7月1日前に提出した法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができますこととされています。 4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。 (1) 「※」の各欄は、記載しないでください。 (2) 「震災欠損事業年度」には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。 また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。 (3) 「震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額」の各欄 イ 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「1」の欄に記載した金額を記載してください。 ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額2」欄には、震災欠損事業年度の繰戻対象震災欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「5」欄の金額を限度として記載してください。 (注) この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする繰戻対象震災損失金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。 (4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄 イ 「所得金額3」欄には、申告書別表一(一)等の「1」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。 ロ 「既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得事業年度について、既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った繰戻対象震災損失金額又は欠損金額を記載してください。 (5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄 イ 「納付の確定した法人税額6」欄には、申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。 ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ 「控除税額8」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「所得税の額等」欄及び「外国税額」欄の合計金額又は別表一(二)の「所得税の額」欄、「みなし配当の25%相当額」欄及び「外国税額」欄の合計金額を記載してください。 なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんが注意してください。 ニ 「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、租税特別措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2《土地の譲渡等がある場合の特別税率》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ 「連結承認取消取戻税額11」欄には、<u>租税特別措置法第42条の6第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</u> ト 「既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、<u>還付所得事業年度について、既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</u> (6) 「還付金額15」欄には、[14欄×2欄÷5欄]の算式により円単位まで算出した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。 (7) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において震災損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。 (注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。 (8) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字を○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (9) 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった繰戻対象震災損失金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「繰戻対象震災損失金額1」から「還付金額15」までの各欄は、修正後の繰戻対象震災損失金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表一(一)等の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後																				改 正 前																																																																																																																																																																																																																					
(4) 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書																																								(5) 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書																																																																																																																																																																																																	
連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書 ※整理番号 ※連絡グループ整理番号 平成 年 月 日 税務署長殿																				連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書 ※整理番号 ※連絡グループ整理番号 平成 年 月 日 税務署長殿																																																																																																																																																																																																																					
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 23 条の規定に基づき下記のとおり震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記 <table><tr><td>震災欠損連結事業年度</td><td>自平成 年 月 日 至平成 年 月 日</td><td>〔確定申告書〕</td><td>還付所得連結事業年度</td><td>自平成 年 月 日 至平成 年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">区 分</td><td>請 求 金 額</td><td colspan="2">※ 金 額</td></tr><tr><td>震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額</td><td>繰 戻 対 象 震 災 損 失 金 額</td><td>1</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>繰戻対象震災損失金額</td><td>同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額</td><td>2</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>還付所得連結事業年度の連結所得金額</td><td>連 結 所 得 金 額</td><td>3</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額</td><td>4</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>差引連結所得金額 (3)-(4)</td><td>5</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="7">還付所得連結事業年度の法人税額</td><td>納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額</td><td>6</td><td colspan="2">0 0</td></tr><tr><td>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額</td><td>7</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>控 除 税 額</td><td>8</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額</td><td>9</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>課税土地譲渡利益金額に対する税額</td><td>10</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額</td><td>11</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>法人税額 (6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)</td><td>12</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額</td><td>13</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>差 引 法 人 税 額 (12)-(13)</td><td>14</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">還 付 金 額 (14)×(2)÷(5)</td><td>15</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>請 求 期 限</td><td colspan="2">平成 年 月 日</td><td>連結確定申告書等提出年月日</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="2">還付を受けようとする金融機関等</td><td colspan="2">1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出 張 所 ____ 漁協・農協 _____ 本所・支所 ____ 預金 口座番号 _____</td><td colspan="2">2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____</td></tr><tr><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="4">(削 除)</td></tr></table>																				震災欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	〔確定申告書〕	還付所得連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	区 分		請 求 金 額	※ 金 額		震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額	繰 戻 対 象 震 災 損 失 金 額	1			繰戻対象震災損失金額	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	2			還付所得連結事業年度の連結所得金額	連 結 所 得 金 額	3				既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	4				差引連結所得金額 (3)-(4)	5			還付所得連結事業年度の法人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額	6	0 0		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7			控 除 税 額	8			使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額	9			課税土地譲渡利益金額に対する税額	10			リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額	11			法人税額 (6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)	12				既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13				差 引 法 人 税 額 (12)-(13)	14			還 付 金 額 (14)×(2)÷(5)		15			請 求 期 限	平成 年 月 日		連結確定申告書等提出年月日	平成 年 月 日	還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出 張 所 ____ 漁協・農協 _____ 本所・支所 ____ 預金 口座番号 _____		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____						(削 除)				東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 23 条の規定に基づき下記のとおり震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記 <table><tr><td>震災欠損連結事業年度</td><td>自平成 年 月 日 至平成 年 月 日</td><td>〔確定申告書〕</td><td>還付所得連結事業年度</td><td>自平成 年 月 日 至平成 年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">区 分</td><td>請 求 金 額</td><td colspan="2">※ 金 額</td></tr><tr><td>震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額</td><td>繰 戻 対 象 震 災 損 失 金 額</td><td>1</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>繰戻対象震災損失金額</td><td>同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額</td><td>2</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>還付所得連結事業年度の連結所得金額</td><td>連 結 所 得 金 額</td><td>3</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額</td><td>4</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>差引連結所得金額 (3)-(4)</td><td>5</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="7">還付所得連結事業年度の法人税額</td><td>納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額</td><td>6</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額</td><td>7</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>控 除 税 額</td><td>8</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額</td><td>9</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>課税土地譲渡利益金額に対する税額</td><td>10</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>連 結 承 認 取 消 取 戻 税 額</td><td>11</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>法人税額 (6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)</td><td>12</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額</td><td>13</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>差 引 法 人 税 額 (12)-(13)</td><td>14</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">還 付 金 額 (14)×(2)÷(5)</td><td>15</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>請 求 期 限</td><td colspan="2">平成 年 月 日</td><td>連結確定申告書等提出年月日</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="2">還付を受けようとする金融機関等</td><td colspan="2">1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出 張 所 ____ 漁協・農協 _____ 本所・支所 ____ 預金 口座番号 _____</td><td colspan="2">2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____</td></tr><tr><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="4"> 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった繰戻対象震災損失金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 _____ 円 ロ 当初請求書提出年月日 _____ 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 _____ 平成 年 月 日 </td></tr></table>																				震災欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	〔確定申告書〕	還付所得連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	区 分		請 求 金 額	※ 金 額		震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額	繰 戻 対 象 震 災 損 失 金 額	1			繰戻対象震災損失金額	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	2			還付所得連結事業年度の連結所得金額	連 結 所 得 金 額	3				既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	4				差引連結所得金額 (3)-(4)	5			還付所得連結事業年度の法人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額	6			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7			控 除 税 額	8			使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額	9			課税土地譲渡利益金額に対する税額	10			連 結 承 認 取 消 取 戻 税 額	11			法人税額 (6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)	12				既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13				差 引 法 人 税 額 (12)-(13)	14			還 付 金 額 (14)×(2)÷(5)		15			請 求 期 限	平成 年 月 日		連結確定申告書等提出年月日	平成 年 月 日	還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出 張 所 ____ 漁協・農協 _____ 本所・支所 ____ 預金 口座番号 _____		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____						既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった繰戻対象震災損失金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 _____ 円 ロ 当初請求書提出年月日 _____ 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 _____ 平成 年 月 日			
震災欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	〔確定申告書〕	還付所得連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																					
区 分		請 求 金 額	※ 金 額																																																																																																																																																																																																																																						
震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額	繰 戻 対 象 震 災 損 失 金 額	1																																																																																																																																																																																																																																							
繰戻対象震災損失金額	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	2																																																																																																																																																																																																																																							
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連 結 所 得 金 額	3																																																																																																																																																																																																																																							
	既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	4																																																																																																																																																																																																																																							
	差引連結所得金額 (3)-(4)	5																																																																																																																																																																																																																																							
還付所得連結事業年度の法人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額	6	0 0																																																																																																																																																																																																																																						
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7																																																																																																																																																																																																																																							
	控 除 税 額	8																																																																																																																																																																																																																																							
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額	9																																																																																																																																																																																																																																							
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10																																																																																																																																																																																																																																							
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額	11																																																																																																																																																																																																																																							
	法人税額 (6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)	12																																																																																																																																																																																																																																							
	既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13																																																																																																																																																																																																																																							
	差 引 法 人 税 額 (12)-(13)	14																																																																																																																																																																																																																																							
還 付 金 額 (14)×(2)÷(5)		15																																																																																																																																																																																																																																							
請 求 期 限	平成 年 月 日		連結確定申告書等提出年月日	平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																					
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出 張 所 ____ 漁協・農協 _____ 本所・支所 ____ 預金 口座番号 _____		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____																																																																																																																																																																																																																																						
(削 除)																																																																																																																																																																																																																																									
震災欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	〔確定申告書〕	還付所得連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																					
区 分		請 求 金 額	※ 金 額																																																																																																																																																																																																																																						
震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額	繰 戻 対 象 震 災 損 失 金 額	1																																																																																																																																																																																																																																							
繰戻対象震災損失金額	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	2																																																																																																																																																																																																																																							
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連 結 所 得 金 額	3																																																																																																																																																																																																																																							
	既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	4																																																																																																																																																																																																																																							
	差引連結所得金額 (3)-(4)	5																																																																																																																																																																																																																																							
還付所得連結事業年度の法人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額	6																																																																																																																																																																																																																																							
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7																																																																																																																																																																																																																																							
	控 除 税 額	8																																																																																																																																																																																																																																							
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額	9																																																																																																																																																																																																																																							
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10																																																																																																																																																																																																																																							
	連 結 承 認 取 消 取 戻 税 額	11																																																																																																																																																																																																																																							
	法人税額 (6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)	12																																																																																																																																																																																																																																							
	既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13																																																																																																																																																																																																																																							
	差 引 法 人 税 額 (12)-(13)	14																																																																																																																																																																																																																																							
還 付 金 額 (14)×(2)÷(5)		15																																																																																																																																																																																																																																							
請 求 期 限	平成 年 月 日		連結確定申告書等提出年月日	平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																					
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出 張 所 ____ 漁協・農協 _____ 本所・支所 ____ 預金 口座番号 _____		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____																																																																																																																																																																																																																																						
既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった繰戻対象震災損失金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 _____ 円 ロ 当初請求書提出年月日 _____ 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 _____ 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																									
税 理 士 署 名 押 印 ⑨																				税 理 士 署 名 押 印 ⑨																																																																																																																																																																																																																					
※税務署 処理欄 部門 決算 期 業種 番号 整理 簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認 印																				※税務署 処理欄 部門 決算 期 業種 番号 整理 簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認 印																																																																																																																																																																																																																					
26.06 改正																				23.04																																																																																																																																																																																																																					

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
(4) 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書) 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方 1 この還付請求書は、連結親法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第23条(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各連結事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する法人税法第81条の20第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限りです。以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。 なお、この請求書には「連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書(付表)」を添付して提出してください。 2 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付は、連結親法人が繰戻対象震災損失金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、その繰戻対象震災損失金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下「震災欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができず。 3 この還付請求書は、震災欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出と同時に、(仮決算の連結中間申告書において震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に)納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。 なお、2以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別業にしてください。 注 平成23年3月11日を含む連結事業年度分の法人税の連結確定申告書を同年7月1日前に提出した連結親法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができるとされています。 4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。 (1)「※」の各欄は、記載しないでください。 (2)「震災欠損連結事業年度」には、この還付請求が仮決算の連結中間申告によるものである場合は、その仮決算の連結中間申告に係る中間期間を記載します。 また「(確定・中間 申告書)」には、この還付請求が連結確定申告又は仮決算の連結中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。 (3)「震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額」の各欄 イ「繰戻対象震災損失金額1」欄には、「連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「1」の欄に記載した金額を記載してください。 ロ「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額2」欄には、震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引連結所得金額5」欄の金額を限度として記載してください。 (注) この還付請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする繰戻対象震災損失金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。 (4)「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄 イ「連結所得金額3」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「1」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載してください。 ロ「既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得連結事業年度について、既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った繰戻対象震災損失金額又は連結欠損金額を記載してください。 5 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄 イ「納付の確定した法人税額6」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引とは別表一の二(三)の申告による納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。 ロ「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ「控除税額8」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載します。 なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できない還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。 ニ「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ「リース特別控除取戻税額11」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。 ト「既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、還付所得連結事業年度について既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。 (6)「還付金額15」欄には、[14欄×2欄÷5欄]の算式により円単位まで算出した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。 (7)「請求期限」欄には、仮決算の連結中間申告において震災損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の連結中間申告書の提出期限を記載してください。 (注) 各連結事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。 (8)「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字を○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (削 除) 9 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(5) 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書) 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方 1 この還付請求書は、連結親法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第23条(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各連結事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する法人税法第81条の20第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限りです。以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。 なお、この請求書には「連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書(付表)」を添付して提出してください。 2 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付は、連結親法人が繰戻対象震災損失金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、その繰戻対象震災損失金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下「震災欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができず。 3 この還付請求書は、震災欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出と同時に、(仮決算の連結中間申告書において震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に)納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。 なお、2以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別業にしてください。 注 平成23年3月11日を含む連結事業年度分の法人税の連結確定申告書を同年7月1日前に提出した連結親法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができるとされています。 4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。 (1)「※」の各欄は、記載しないでください。 (2)「震災欠損連結事業年度」には、この還付請求が仮決算の連結中間申告によるものである場合は、その仮決算の連結中間申告に係る中間期間を記載します。 また「(確定・中間 申告書)」には、この還付請求が連結確定申告又は仮決算の連結中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。 (3)「震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額」の各欄 イ「繰戻対象震災損失金額1」欄には、「連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「1」の欄に記載した金額を記載してください。 ロ「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額2」欄には、震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を「5」欄の金額を限度として記載してください。 (注) この還付請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする繰戻対象震災損失金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。 (4)「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄 イ「連結所得金額3」欄には、申告書別表一の二(一)等の「1」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。 ロ「既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得連結事業年度について、既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った繰戻対象震災損失金額又は連結欠損金額を記載してください。 5 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄 イ「納付の確定した法人税額6」欄には、申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告による納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。 ロ「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ「控除税額8」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載します。 なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できない還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。 ニ「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ「連結承認取消取戻税額11」欄には、租税特別措置法第68条の11第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ト「既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、還付所得連結事業年度について既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。 (6)「還付金額15」欄には、[14欄×2欄÷5欄]の算式により円単位まで算出した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。 (7)「請求期限」欄には、仮決算の連結中間申告において震災損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の連結中間申告書の提出期限を記載してください。 (注) 各連結事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。 (8)「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字を○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (9) 連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった繰戻対象震災損失金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「繰戻対象震災損失金額1」から「還付金額15」までの各欄は、修正後の繰戻対象震災損失金額等に基づいて繰戻しを行った金額の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表一の二(一)等の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。 (10)「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改
正
後

(8) 適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書 (震災特例法 19、20、27、28)

平成 年 月 日

税務署長殿

提出法人	(フリガナ)	
☐ 単	法 人 名 等	
☐ 連	納 税 地	〒
☐ 体	(フリガナ)	電話() -
☐ 結	代 表 者 氏 名	㊟
☐ 人	代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目	業

※整理番号

※通話#4-7555

連 結 子 法 人

(フリガナ)		
法 人 名 等		
本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	
	電話 () -	
(フリガナ)		
代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目		業

※ 税 務 署 処 理 欄

整理番号	
部 門	
決 算 期	
業 種 番 号	
整 理 簿	
回 付 先	☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「震災特例法」といいます。)

(第 19 条 第 10 項 (第 20 条 第 17 項において準用する場合を含みます。)
 第 27 条 第 10 項 (第 28 条 第 18 項において準用する場合を含みます。))

により又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定について、

震災特例法 (第 20 条 第 3 項
 第 28 条 第 4 項) により下記のとおり届け出ます。

記

適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名
適 格 分 割 等 の 日	年 月 日
譲 渡 資 産	種 類 所 在 地 規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積) 譲 渡 年 月 日
買 取 得 資 産	種 類 構 造 所 在 地 規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)
又 資 産	取 得 (予 定) 年 月 日 表 の 各 号 の 該 当 区 分
減 額 し た 金 額	又 は 期 中 特 別 勘 定 の 金 額
添 付 明 細 (別 表 等)	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

税 理 士 署 名 押 印

㊟

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-------	---------

改		正		前						
(9) 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)										
適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書 (震災特例法 19、20、27、28)				※整理番号 ※連絡グループ整理番号						
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人		(フリガナ)						
		☐ 法人名等 ☐ 単連体結		☐ 法人名等 ☐ 納税地						
		法人		(フリガナ)						
		代表者氏名		電話() -						
		代表者住所		電話() -						
事業種目		業								
連 結 子 法 人 (届の対象が連結子法である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄		整理番号					
	法人名等				部 門					
	本店又は主たる事務所の所在地				決 算 期					
	(フリガナ)				業種番号					
	代表者氏名				整 理 簿					
	代表者住所				回 付 先					
事業種目		業		☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課						
適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。) 〔第19条第9項(第20条第16項において準用する場合を含みます。) 第27条第9項(第28条第17項において準用する場合を含みます。)] により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、 震災特例法〔第20条第3項 第28条第4項〕により下記のとおり届け出ます。										
記										
適格分割等に係る分割承継法人等		法人名等								
		納税地								
		代表者氏名								
適格分割等の日		年 月 日								
譲渡資産	種類									
	所在									
	規模(土地等の場合は面積)									
譲渡の日		年 月 日								
買得資産	種類									
	構造									
	所在									
規模(土地等の場合は面積)										
取得(予定)日		年 月 日								
は産表の各号の該当区分										
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円								
添付明細(別表等)										
その他参考となるべき事項										
税理士署名押印		⑨								
※税務署処理欄		部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認印	(規格A4)

改	正	後	改	正	前																		
(8 適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書) 適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書（震災特例法 19、20、27、28）の記載要領等 1 法人（連結法人を含みます。）が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（下表(2)の届出にあっては適格現物分配を除きます。以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下表の条文に基づき帳簿価額を減額した場合又は、期中特別勘定を設定した場合に、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行うときに使用してください。 <table><tr><th></th><th>根拠条文</th><th>届出根拠条文</th></tr><tr><td>(1) 特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出</td><td>第19条第8項 (第20条第8項) 第27条第8項 (第28条第9項)</td><td>第19条第10項 (第20条第17項) 第27条第10項 (第28条第18項)</td></tr><tr><td>(2) 特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出</td><td>第20条第2項 第28条第3項</td><td>第20条第3項 第28条第4項</td></tr></table> 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付するとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、震災特例法第 19 条第8項、第 27 条第8項、第 20 条第8項、第 28 条第9項又は第 20 条第2項、第 28 条第3項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（上記1の表(2)の届出にあっては被現物分配法人を除きます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、震災特例法第 19 条第8項、第 27 条第8項、第 20 条第8項、第 28 条第9項又は第 20 条第2項、第 28 条第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。 (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。 (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、震災特例法第 19 条第8項（第 20 条第8項において準用する場合を含みます。）、第 27 条第8項（第 28 条第9項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第 20 条第2項、第 28 条第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。 (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。				根拠条文	届出根拠条文	(1) 特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	第19条第8項 (第20条第8項) 第27条第8項 (第28条第9項)	第19条第10項 (第20条第17項) 第27条第10項 (第28条第18項)	(2) 特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出	第20条第2項 第28条第3項	第20条第3項 第28条第4項	(9 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書) 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書（震災特例法 19、20、27、28）の記載要領等 1 法人（連結法人を含みます。）が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（下表(2)の届出にあっては適格現物分配を除きます。以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下表の条文に基づき帳簿価額を減額した場合又は、期中特別勘定を設定した場合に、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行うときに使用してください。 <table><tr><th></th><th>根拠条文</th><th>届出根拠条文</th></tr><tr><td>(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出</td><td>第19条第7項 (第20条第8項) 第27条第7項 (第28条第9項)</td><td>第19条第9項 (第20条第16項) 第27条第9項 (第28条第17項)</td></tr><tr><td>(2) 特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出</td><td>第20条第2項 第28条第3項</td><td>第20条第3項 第28条第4項</td></tr></table> 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付するとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、震災特例法第 19 条第7項、第 27 条第7項、第 20 条第8項、第 28 条第9項又は第 20 条第2項、第 28 条第3項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（上記1の表(2)の届出にあっては被現物分配法人を除きます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、震災特例法第 19 条第7項、第 27 条第7項、第 20 条第8項、第 28 条第9項又は第 20 条第2項、第 28 条第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。 (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。 (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、震災特例法第 19 条第7項（第 20 条第8項において準用する場合を含みます。）、第 27 条第7項（第 28 条第9項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第 20 条第2項、第 28 条第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。 (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。				根拠条文	届出根拠条文	(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	第19条第7項 (第20条第8項) 第27条第7項 (第28条第9項)	第19条第9項 (第20条第16項) 第27条第9項 (第28条第17項)	(2) 特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出	第20条第2項 第28条第3項	第20条第3項 第28条第4項
	根拠条文	届出根拠条文																					
(1) 特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	第19条第8項 (第20条第8項) 第27条第8項 (第28条第9項)	第19条第10項 (第20条第17項) 第27条第10項 (第28条第18項)																					
(2) 特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出	第20条第2項 第28条第3項	第20条第3項 第28条第4項																					
	根拠条文	届出根拠条文																					
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	第19条第7項 (第20条第8項) 第27条第7項 (第28条第9項)	第19条第9項 (第20条第16項) 第27条第9項 (第28条第17項)																					
(2) 特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出	第20条第2項 第28条第3項	第20条第3項 第28条第4項																					

改 正 後					改 正 前				
(21 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)					(22 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)				
復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2①、25の2①）					復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2①、25の2①）				
事業年度又は連結事業年度		・ ・ ・ ・		法人名		()			
事業の種類	1								
(機械・装置の耐用年数表の番号)		()	()	()					
対象資産の種類等	2								
対象資産の名称	3								
同上の所在地	4								
取得等年月日	5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・					
事業の用に供した年月日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・					
購入先	7								
取得価額	8	円	円	円					
普通償却限度額	9								
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$					
特別償却限度額 ((8)-(9))又は((8)×(10))	11	円	円	円					
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金					
適用要件等					適用要件等				
認定地方公共団体 による指定年月日	13	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・					
復興産業集積区域の名称	14								
復興推進事業の 実施に係る認定年月日	15	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・					

特別償却の付表（農一）
平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表					復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表				
事業年度又は連結事業年度		・ ・ ・ ・		法人名		()			
事業の種類	1								
(機械・装置の耐用年数表の番号)		()	()	()					
対象資産の種類等	2								
対象資産の名称	3								
同上の所在地	4								
取得等年月日	5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・					
事業の用に供した年月日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・					
購入先	7								
取得価額	8	円	円	円					
普通償却限度額	9								
特別償却率	10	$\frac{25又は50}{100}$	$\frac{25又は50}{100}$	$\frac{25又は50}{100}$					
特別償却限度額 ((8)-(9))又は((8)×(10))	11	円	円	円					
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金					
適用要件等					適用要件等				
認定地方公共団体 による指定年月日	13	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・					
復興産業集積区域の名称	14								
復興推進事業の 実施に係る認定年月日	15	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・					

特別償却の付表（農一）

改 正 後	改 正 前
(21 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表) 特別償却の付表（震一）の記載の仕方 1 この特別償却の付表（震一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産（被災者向け優良賃貸住宅を除きます。以下同じ。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。 ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。 3 「事業の種類1」には、産業集積事業（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第64条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）又は建築物整備事業（復興特区法第2条第3項第2号ロ（福島復興特措法第65条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）のいずれかを記載します。 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。 なお、「事業の種類1」に記載した事業が建築物整備事業に該当する場合には、この制度の適用対象資産は建物及びその附属設備（以下「建物等」といいます。）に限られます。 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。 6 「同上の所在地4」には、復興特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある対象資産の所在地を記載します。 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。 ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条までで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。 8 「普通償却限度額9」は、機械及び装置につき、震災特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の規定の適用を受ける場合に、産業集積事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。 (削 除) 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。 (1) 機械及び装置につき、震災特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の規定の適用を受ける場合 … (8)－(9) (2) 上記(1)の場合以外の場合 … (8)×(10) 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。 (1) 「認定地方公共団体による指定年月日13」には、復興特区法第37条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。 (2) 「復興産業集積区域の名称14」には、例えば「〇〇復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。 (3) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日15」には、その対象資産が建築物整備事業の用に供した建物等である場合に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2第1項各号のいずれかの要件を満たすことを記載した東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項に規定する復興推進事業に関する実施状況報告書に関し、交付された同条第2項に規定する復興推進事業の実施に係る認定書の年月日を記載します。 (22 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表) 特別償却の付表（震一）の記載の仕方 1 この特別償却の付表（震一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産（被災者向け優良賃貸住宅を除きます。以下同じ。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。 ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。 3 「事業の種類1」には、産業集積事業（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第64条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）又は建築物整備事業（復興特区法第2条第3項第2号ロ（福島復興特措法第65条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）のいずれかを記載します。 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。 なお、「事業の種類1」に記載した事業が建築物整備事業に該当する場合には、この制度の適用対象資産は建物及びその附属設備（以下「建物等」といいます。）に限られます。 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。 6 「同上の所在地4」には、復興特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある対象資産の所在地を記載します。 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。 ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条までで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。 8 「普通償却限度額9」は、平成23年12月26日から平成26年3月31日（震災特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の表の第1号の第1欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた場合にあっては、平成28年3月31日）までの間に取得等をした産業集積事業の用に供する機械及び装置（以下「産業集積事業用機械装置」といいます。）につき、震災特例法第17条の2第5項又は第25条の2第5項の規定の適用を受ける場合に、その産業集積事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は記載する必要はありません。 9 「特別償却率10」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の特別償却率を○で囲みます。 (1) 機械及び装置である場合 … 「50」 (2) 建物等又は構築物である場合…「25」 10 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。 (1) 平成23年12月26日から平成26年3月31日（震災特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の表の第1号の第1欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた場合にあっては、平成28年3月31日）までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、震災特例法第17条の2第5項又は第25条の2第5項の規定の適用を受ける場合 … (8)－(9) (2) 上記(1)の場合以外の場合 … (8)×(10) 11 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。 12 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。 (1) 「認定地方公共団体による指定年月日13」には、復興特区法第37条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。 (2) 「復興産業集積区域の名称14」には、例えば「〇〇復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。 (3) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日15」には、その対象資産が建築物整備事業の用に供した建物等である場合に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2第1項各号のいずれかの要件を満たすことを記載した東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項に規定する復興推進事業に関する実施状況報告書に関し、交付された同条第2項に規定する復興推進事業の実施に係る認定書の年月日を記載します。	

改 正 後				改 正 前							
(22 企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)				(23 企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)							
企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2の2①、25の2の2①）		事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	事業年度又は連結事業年度		・ ・	法人名	事業年度又は連結事業年度		・ ・
事業の種類	1										
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()							
対象資産の種類等	3										
対象資産の名称	4										
同上の所在地	5	平・	平・	平・							
取得等年月日	6	平・	平・	平・							
事業の用に供した年月日	7										
購入先	8										
取得価額	9	円	円	円							
普通償却限度額	10										
特別償却率	11	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$							
特別償却限度額 (8)－(9)又は((8)×(10))	12	円	円	円							
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金							
適用要件等											
福島県知事の認定を受けた年月日	14	平・	平・	平・							
提出企業立地促進計画の提出のあった年月日	15	平・	平・	平・							
避難指示の全てが解除された年月日	16	平・	平・	平・							
その他参考となる事項	17										

特別償却の付表（震災の二）
平二六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2の2①、25の2の2①）		事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	事業年度又は連結事業年度		・ ・	法人名	事業年度又は連結事業年度		・ ・
事業の種類	1										
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()							
対象資産の種類等	3										
対象資産の名称	4										
同上の所在地	5	平・	平・	平・							
取得等年月日	6	平・	平・	平・							
事業の用に供した年月日	7										
購入先	8										
取得価額	9	円	円	円							
普通償却限度額	10										
特別償却率	11	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$							
特別償却限度額 (8)－(9)又は((8)×(10))	12	円	円	円							
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金							
適用要件等											
福島県知事の認定を受けた年月日	14	平・	平・	平・							
提出企業立地促進計画の提出のあった年月日	15	平・	平・	平・							
避難指示の全てが解除された年月日	16	平・	平・	平・							
その他参考となる事項	17										

26.06改正

25.06

改 正 後	改 正 前
(22 企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)	(23 企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)
特別償却の付表（震一の二）の記載の仕方	特別償却の付表（震一の二）の記載の仕方
1 この特別償却の付表（震一の二）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の2第1項《企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。 ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第23条に規定する提出企業立地促進計画（以下「提出企業立地促進計画」といいます。）に定められた同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域（以下「企業立地促進区域」といいます。）内にある対象資産の所在地を記載します。 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。	1 この特別償却の付表（震一の二）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の2第1項《企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。 ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第23条に規定する提出企業立地促進計画（以下「提出企業立地促進計画」といいます。）に定められた同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域（以下「企業立地促進区域」といいます。）内にある対象資産の所在地を記載します。 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。

改 正 後

(23) 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2の3①、25の2の3①、旧震災特例法17の2の2①、25の2の2①）		事業年度又は連結事業年度	法人名	()
事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()
対象資産の種類等	3			
対象資産の名称	4			
同上の所在地	5			
取得等年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .
事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
普通償却限度額	10			
特別償却率	11	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 (8)－(9)又は(8)×(10)	12	円	円	円
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
福島県知事の確認を受けた年月日	14	平 . .	平 . .	平 . .
避難等指示が解除された年月日	15	平 . .	平 . .	平 . .
福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日	16	平 . .	平 . .	平 . .
その他参考となる事項	17			

改 正 前

(24 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

避難解除区域等における機械等の特別償却の償却 限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2の 3①、25の2の3①）		事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度	法人名	()
事業の種類	1				
(機械・装置の耐用年数表の番号)		()	()	()	
対象資産の種類等	2				
対象資産の名称	3				
同上の所在地	4				
取得等年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	
事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	
購入先	7				
取得価額	8	円	円	円	
普通償却限度額	9				
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	
特別償却限度額 (8)－(9)又は(8)×(10)	11	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適用要件等					
福島県知事の確認を受けた年月日	13	平 . .	平 . .	平 . .	
避難等指示が解除された年月日	14	平 . .	平 . .	平 . .	
福島復興特措法第4条第4号ハの 指示が解除された年月日	15	平 . .	平 . .	平 . .	
その他参考となる事項	16				

改 正 後	改 正 前
(23) 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)	(24) 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)
特別償却の付表（震一の三）の記載の仕方	特別償却の付表（震一の三）の記載の仕方
1 この特別償却の付表（震一の三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の3第1項《<u>避難解除区域等において機械等</u>を取得した場合の特別償却》若しくは<u>平成25年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成25年旧震災特例法」といいます。）第17条の2の2第1項《<u>避難解除区域において機械等</u>を取得した場合の特別償却</u>》の規定の適用を受ける場合（<u>これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）</u>又は連結法人が震災特例法第25条の2の3第1項《<u>連結法人が避難解除区域等において機械等</u>を取得した場合の特別償却》若しくは<u>平成25年旧震災特例法第25条の2の2第1項《<u>連結法人が避難解除区域において機械等</u>を取得した場合の特別償却</u>》の規定の適用を受ける場合（<u>これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）</u>に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。 ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等（以下「避難解除区域等」といいます。）内又は<u>平成25年改正前の福島復興再生特別措置法（以下「平成25年旧福島復興特措法」といいます。）第4条第4号に規定する避難解除区域（以下「避難解除区域」といいます。）内</u>にある対象資産の所在地を記載します。 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。 ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。 8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は<u>使用しません</u>。 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。 (1) 機械及び装置である場合 … (8)－(9) (2) 建物及びその附属設備又は構築物である場合 … (8)×(10) 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。 (1) 「福島県知事の確認を受けた年月日13」には、福島復興特措法第26条の規定により避難等指示（同法第4条第4号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示をいいます。）の対象となった区域内又は<u>平成25年旧福島復興特措法第18条の規定により避難等指示（同法第4条第4号イからニまでに掲げる指示をいいます。これらの避難等指示を合わせて以下「避難等指示」といいます。）の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた年月日を記載します。</u> (2) 「避難等指示が解除された年月日14」には、避難解除区域等又は<u>避難解除区域</u>に係る避難等指示が解除された年月日を記載します。 (3) 「福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日15」には、福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除されている場合において、<u>震災特例法第17条の2の3第1項（又は第25条の2の3第1項）の規定の適用を受けようとするときには、その解除された年月日を記載します。</u> (4) 「その他参考となる事項16」には、その資産が対象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載してください。	1 この特別償却の付表（震一の三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の3第1項《<u>避難解除区域等において機械等</u>を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（<u>この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）</u>又は連結法人が震災特例法第25条の2の3第1項《<u>連結法人が避難解除区域等において機械等</u>を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（<u>この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）</u>に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。 ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等（以下「避難解除区域等」といいます。）内にある対象資産の所在地を記載します。 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。 ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。 8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は<u>記載する必要はありません</u>。 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。 (1) 機械及び装置である場合 … (8)－(9) (2) 建物及びその附属設備又は構築物である場合 … (8)×(10) 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。 (1) 「福島県知事の確認を受けた年月日13」には、福島復興特措法第26条の規定により避難等指示（同法第4条第4号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示をいいます。<u>以下同じ。</u>）の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた年月日を記載します。 (2) 「避難等指示が解除された年月日14」には、避難解除区域等に係る避難等指示が解除された年月日を記載します。 (3) 「福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日15」には、福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除されている場合には、その解除された年月日を記載します。 (4) 「その他参考となる事項16」には、その資産が対象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載してください。

改

正

後

(24 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2①、25の2①、旧震災特例法17の2①、25の2①）

事業年度又は連結事業年度

・
・

法人名

()

被災者向け優良賃貸住宅の種類

1

建物・建物附属設備

建物・建物附属設備

建物・建物附属設備

家屋の構造又は設備の名称

2

細目及び耐用年数

3

(年)

(年)

(年)

同上の所在地

4

取得等年月日

5

平・・

平・・

平・・

事業の用に供した年月日

6

平・・

平・・

平・・

取得価額

7

円

円

円

同上のうち対象となる部分の取得価額

8

特別償却率

9

$\frac{25}{100}$

$\frac{25}{100}$

$\frac{25}{100}$

特別償却限度額(8)×(9)

10

円

円

円

償却・準備金方式の区分

11

償却・準備金

償却・準備金

償却・準備金

適用要件

認定地方公共団体による指定年月日

12

平・・

平・・

平・・

復興居住区域の名称

13

家屋及び建築物の区分

14

共同住宅・長屋
耐火建築物・準耐火建築物

共同住宅・長屋
耐火建築物・準耐火建築物

共同住宅・長屋
耐火建築物・準耐火建築物

3.3平方メートル当たりの取得価額

15

円

円

円

各独立部分ごとの床面積

16

m^2 戸
 m^2 戸
 m^2 戸

m^2 戸
 m^2 戸
 m^2 戸

m^2 戸
 m^2 戸
 m^2 戸

生活用設備の有無

17

有・無

有・無

有・無

被災者向け優先公募の有無

18

有・無

有・無

有・無

単身者向け優先公募の有無

19

有・無

有・無

有・無

適正家賃要件

20

該当・非該当

該当・非該当

該当・非該当

該当する各独立部分の戸数

21

戸

戸

戸

(21)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数

22

特別償却の付表（震災）

平二六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改

正

前

(25 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2①、25の2①）

事業年度又は連結事業年度

・
・

法人名

()

被災者向け優良賃貸住宅の種類

1

建物・建物附属設備

建物・建物附属設備

建物・建物附属設備

家屋の構造又は設備の名称

2

細目及び耐用年数

3

(年)

(年)

(年)

同上の所在地

4

取得等年月日

5

平・・

平・・

平・・

事業の用に供した年月日

6

平・・

平・・

平・・

取得価額

7

円

円

円

同上のうち対象となる部分の取得価額

8

特別償却率

9

$\frac{25}{100}$

$\frac{25}{100}$

$\frac{25}{100}$

特別償却限度額(8)×(9)

10

円

円

円

償却・準備金方式の区分

11

償却・準備金

償却・準備金

償却・準備金

適用要件

認定地方公共団体による指定年月日

12

平・・

平・・

平・・

復興居住区域の名称

13

家屋及び建築物の区分

14

共同住宅・長屋
耐火建築物・準耐火建築物

共同住宅・長屋
耐火建築物・準耐火建築物

共同住宅・長屋
耐火建築物・準耐火建築物

3.3平方メートル当たりの取得価額

15

円

円

円

各独立部分ごとの床面積

16

m^2 戸
 m^2 戸
 m^2 戸

m^2 戸
 m^2 戸
 m^2 戸

m^2 戸
 m^2 戸
 m^2 戸

生活用設備の有無

17

有・無

有・無

有・無

被災者向け優先公募の有無

18

有・無

有・無

有・無

(追加)

適正家賃要件

19

該当・非該当

該当・非該当

該当・非該当

該当する各独立部分の戸数

20

戸

戸

戸

(追加)

特別償却の付表（震災）

24.04

26.06改正

24.04

改 正 後	改 正 前
(24 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表) 特別償却の付表（震二）の記載の仕方 1 この特別償却の付表（震二）は、法人が被災者向け優良賃貸住宅について東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》若しくは平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る<u>国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成26年旧震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》</u>の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。 ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。 3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するか の区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。 4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。 5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。 6 「同上の所在地4」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号ロに規定する復興居住区域内にある被災者向け優良賃貸住宅の所在地を記載します。 7 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。 8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。 9 「償却・準備金方式の区分11」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。 10 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。 なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。 (1) 「認定地方公共団体による指定年月12」には、復興特区法第41条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた賃貸住宅供給事業（同法第2条第3項第2号ハに掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。 (2) 「復興居住区域の名称13」には、例えば「〇〇復興居住区域」のように復興居住区域の名称を記載します。 (3) 「家屋及び建築物の区分14」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。 (4) 「3.3平方メートル当たりの取得価額15」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。 (5) 「各独立部分ごとの床面積16」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。 (6) 「生活用設備の有無17」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。 (7) 「被災者向け優先公募の有無18」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われるものであるかどうかを記載します。 (8) 「単身者向け優先公募の有無19」には、<u>震災特例法第17条の2第1項（又は第25条の2第1項）の規定の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われるものであるかどうかを記載します。</u>なお、平成26年旧震災特例法第17条の2第1項（若しくは第25条の2第1項）の規定の適用を受けようとする場合又は各独立部分の床面積が全て50㎡以上である場合については、記載する必要はありません。 (9) 「適正家賃要件20」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。 (10) 「該当する各独立部分の戸数21」には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項又は平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る<u>国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。</u> (11) 「(21)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数22」には、<u>震災特例法第17条の2第1項（又は第25条の2第1項）の規定の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。</u> 1 この特別償却の付表（震二）は、法人が被災者向け優良賃貸住宅について東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。 ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。 3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するか の区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。 4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。 5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。 6 「同上の所在地4」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号ロに規定する復興居住区域内にある被災者向け優良賃貸住宅の所在地を記載します。 7 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。 8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。 9 「償却・準備金方式の区分11」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。 10 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。 なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。 (1) 「認定地方公共団体による指定年月12」には、復興特区法第41条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた賃貸住宅供給事業（同法第2条第3項第2号ハに掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。 (2) 「復興居住区域の名称13」には、例えば「〇〇復興居住区域」のように復興居住区域の名称を記載します。 (3) 「家屋及び建築物の区分14」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。 (4) 「3.3平方メートル当たりの取得価額15」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。 (5) 「各独立部分ごとの床面積16」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。 (6) 「生活用設備の有無17」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。 (7) 「被災者向け優先公募の有無18」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。 (8) 「適正家賃要件19」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。 (9) 「該当する各独立部分の戸数20」には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。 (追 加)	(25 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表) 特別償却の付表（震二）の記載の仕方 1 この特別償却の付表（震二）は、法人が被災者向け優良賃貸住宅について東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。 ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。 3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するか の区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。 4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。 5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。 6 「同上の所在地4」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号ロに規定する復興居住区域内にある被災者向け優良賃貸住宅の所在地を記載します。 7 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。 8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。 9 「償却・準備金方式の区分11」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。 10 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。 なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。 (1) 「認定地方公共団体による指定年月12」には、復興特区法第41条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた賃貸住宅供給事業（同法第2条第3項第2号ハに掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。 (2) 「復興居住区域の名称13」には、例えば「〇〇復興居住区域」のように復興居住区域の名称を記載します。 (3) 「家屋及び建築物の区分14」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。 (4) 「3.3平方メートル当たりの取得価額15」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。 (5) 「各独立部分ごとの床面積16」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。 (6) 「生活用設備の有無17」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。 (7) 「被災者向け優先公募の有無18」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。 (8) 「適正家賃要件19」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。 (9) 「該当する各独立部分の戸数20」には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。 (追 加)

改 正 後					改 正 前				
(25 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)					(26 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)				
復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の5①、25の5①）					復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の5①、25の5①）				
事業年度又は連結事業年度		・ ・		法人名	事業年度又は連結事業年度		・ ・		法人名
		・ ・		()			・ ・		()
開発研究用資産の種類等	1				開発研究用資産の種類等	1			
開発研究用資産の名称	2				開発研究用資産の名称	2			
同上の所在地	3				同上の所在地	3			
資産の用途 (開発研究の目的)	4				資産の用途 (開発研究の目的)	4			
取得等年月日	5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	取得等年月日	5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
事業の用に供した年月日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	事業の用に供した年月日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
購入先	7				購入先	7			
取得価額	8	円	円	円	取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9				普通償却限度額	9			
特別償却限度額 (8)－(9)	10				特別償却限度額 (8)－(9)	10			
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等					適用要件等				
認定地方公共団体 による指定年月日	12	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	認定地方公共団体 による指定年月日	12	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
復興産業集積区域の名称	13				復興産業集積区域の名称	13			
その他参考となる事項	14				その他参考となる事項	14			
25_06改正					25_06改正				

改 正 後										改 正 前										
(26 被災者代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)										(27 被災者代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)										
被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18、26）										被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18、26）										
		事業年度又は連結事業年度		・ ・		法人名		()				事業年度又は連結事業年度		・ ・		法人名		()		
資 産 の 種 類	1	被災代替資産 被災区域内供用資産		被災代替資産 被災区域内供用資産		被災代替資産 被災区域内供用資産		被災代替資産 被災区域内供用資産		資 産 の 種 類		1	被災代替資産 被災区域内供用資産		被災代替資産 被災区域内供用資産		被災代替資産 被災区域内供用資産		被災代替資産 被災区域内供用資産	
(耐用年数通達付表10の番号)	2	()		()		()		()		(耐用年数通達付表10の番号)		2	()		()		()		()	
対 象 資 産 の 種 類 等	3									対 象 資 産 の 種 類 等		3								
対象資産の構造又は名称	4	平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・		対象資産の構造又は名称		4	平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・	
取得等の後、最初に事業の用に供した年月日	5	平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・		取得等の後、最初に事業の用に供した年月日		5	平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・	
東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途	6	(㎡)		(㎡)		(㎡)		(㎡)		東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途		6	(㎡)		(㎡)		(㎡)		(㎡)	
被災代替資産の用途	7	(㎡)		(㎡)		(㎡)		(㎡)		被災代替資産の用途		7	(㎡)		(㎡)		(㎡)		(㎡)	
取 得 価 額	8	円		円		円		円		取 得 価 額		8	円		円		円		円	
同上のうち対象となる部分の取得価額	9									同上のうち対象となる部分の取得価額		9								
特 別 償 却 率	10	$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$		$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$		$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$		$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$		特 別 償 却 率		10	$\frac{\quad}{100}$		$\frac{\quad}{100}$		$\frac{\quad}{100}$		$\frac{\quad}{100}$	
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円		円		円		円		特別償却限度額 (9) × (10)		11	円		円		円		円	
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金		償却・準備金		償却・準備金		償却・準備金		償却・準備金方式の区分		12	償却・準備金		償却・準備金		償却・準備金		償却・準備金	
そ の 他 参 考 と なる べ き 事 項	13									そ の 他 参 考 と なる べ き 事 項		13								
中 小 企 業 者 又 は 中 小 連 結 法 人 の 判 定										中 小 企 業 者 又 は 中 小 連 結 法 人 の 判 定										
発行済株式又は出資の総数又は総額	14			大株 規 模 法 人 等 の 保 有 明 細	順位	大規模法人名		株式数又は出資金の額		発行済株式又は出資の総数又は総額	14			大株 規 模 法 人 等 の 保 有 明 細	順位	大規模法人名		株式数又は出資金の額		
常時使用する従業員の数	15	人			1		20		常時使用する従業員の数	15	人		1			20				
大数 規 模 の 法 保 有 株 割 式 合	第1順位の株式数又は出資金の額 (20)	16					21		第1順位の株式数又は出資金の額 (20)	16						21				
	保有割合 $\frac{(16)}{(14)}$	17	%				22		保有割合 $\frac{(16)}{(14)}$	17		%				22				
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (24)	18					23		大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (24)	18						23				
	保有割合 $\frac{(18)}{(14)}$	19	%	計 (20) + (21) + (22) + (23)		24		保有割合 $\frac{(18)}{(14)}$	19	%	計 (20) + (21) + (22) + (23)		24							

26.06改正

24.04

</

改 正 後				改 正 前			
(27 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)				(28 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)			
被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18の2、26の2、旧震災特例法18の2、26の2）				被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18の2、26の2）			
事業年度又は連結事業年度		・ ・ ・ ・		事業年度又は連結事業年度		・ ・ ・ ・	
法人名		()		法人名		()	
特別償却の付表（震災五）				特別償却の付表（震災五）			
平一十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分							
被災者向け優良賃貸住宅の種類				被災者向け優良賃貸住宅の種類			
1 建物・建物附属設備				1 建物・建物附属設備			
建物・建物附属設備				建物・建物附属設備			
建物・建物附属設備				建物・建物附属設備			
家屋の構造又は設備の名称				家屋の構造又は設備の名称			
2				2			
(年) (年) (年)				(年) (年) (年)			
細目及び耐用年数				細目及び耐用年数			
3				3			
同上の所在地				同上の所在地			
4				4			
取得等年月日				取得等年月日			
5 平 ・ ・ 平 ・ ・ 平 ・ ・				5 平 ・ ・ 平 ・ ・ 平 ・ ・			
新築等の後、最初に事業の用に供した年月日				新築等の後、最初に事業の用に供した年月日			
6 平 ・ ・ 平 ・ ・ 平 ・ ・				6 平 ・ ・ 平 ・ ・ 平 ・ ・			
取得価額				取得価額			
7 円 円 円				7 円 円 円			
同上のうち対象となる部分の取得価額				同上のうち対象となる部分の取得価額			
8				8			
同上に係る普通償却限度額				同上に係る普通償却限度額			
9				9			
割増償却率				割増償却率			
10 $\frac{50又は70}{100}$ $\frac{50又は70}{100}$ $\frac{50又は70}{100}$				10 $\frac{50又は70}{100}$ $\frac{50又は70}{100}$ $\frac{50又は70}{100}$			
割増償却限度額 (9) × (10)				割増償却限度額 (9) × (10)			
11 円 円 円				11 円 円 円			
償却・準備金方式の区分				償却・準備金方式の区分			
12 償却・準備金 償却・準備金 償却・準備金				12 償却・準備金 償却・準備金 償却・準備金			
適用要件				適用要件			
家屋及び建築物の区分				家屋及び建築物の区分			
13 共同住宅・長屋耐火建築物・準耐火建築物 共同住宅・長屋耐火建築物・準耐火建築物 共同住宅・長屋耐火建築物・準耐火建築物				13 共同住宅・長屋耐火建築物・準耐火建築物 共同住宅・長屋耐火建築物・準耐火建築物 共同住宅・長屋耐火建築物・準耐火建築物			
3.3平方メートル当たりの取得価額				3.3平方メートル当たりの取得価額			
14 円 円 円				14 円 円 円			
各独立部分ごとの床面積				各独立部分ごとの床面積			
15 m^2 戸 m^2 戸 m^2 戸				15 m^2 戸 m^2 戸 m^2 戸			
生活用設備の有無				生活用設備の有無			
16 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無				16 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無			
被災者向け優先公募の有無				被災者向け優先公募の有無			
17 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無				17 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無			
単身者向け優先公募の有無				単身者向け優先公募の有無			
18 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無				18 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無			
適正家賃要件				適正家賃要件			
19 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当				19 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当			
該当する各独立部分の戸数				該当する各独立部分の戸数			
20 戸 戸 戸				20 戸 戸 戸			
(20)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数				(20)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数			
21				21			

26.06改正

24.04

改 正 後	改 正 前
(27 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)	(28 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)
特別償却の付表（震五）の記載の仕方	特別償却の付表（震五）の記載の仕方
1 この特別償却の付表（震五）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成26年旧震災特例法」といいます。）第18条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条の2《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成26年旧震災特例法第26条の2《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。 ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。 3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するか分区に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。 4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。 5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。 6 「同上の所在地4」には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している特定激甚災害地域（東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚災害を受けた地域として東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法施行令」といいます。）第18条の2第1項に規定する区域をいいます。）の市町村名を「宮古市」、「仙台市」、「福島市」などと記載します。 7 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。 8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。 9 「割増償却率10」の分子は、被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれかに該当するか分区に応じ、それぞれ次の割増償却率を○で囲みます。 (1) 耐用年数が35年以上である場合…「70」 (2) 耐用年数が35年未満である場合…「50」 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるか分区に応じ、該当するものを○で囲みます。 11 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。 なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。 (1) 「家屋及び建築物の区分13」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。 (2) 「3.3平方メートル当たりの取得価額14」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。 (3) 「各独立部分ごとの床面積15」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。 (4) 「生活用設備の有無16」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの分区に応じ、いずれかを○で囲みます。 (5) 「被災者向け優先公募の有無17」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われるものであるかどうかを記載します。 (6) 「単身者向け優先公募の有無18」には、震災特例法第18条の2（又は第26条の2）の規定の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われるものであるかどうかを記載します。なお、平成26年旧震災特例法第18条の2（若しくは第26条の2）の規定の適用を受けようとする場合又は各独立部分の床面積が全て50㎡以上である場合については、記載する必要はありません。 (7) 「適正家賃要件19」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。 (8) 「該当する各独立部分の戸数20」には、震災特例法施行令第18条の2第2項又は平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。 (9) 「(20)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数21」には、震災特例法第18条の2（又は第26条の2）の規定の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。	1 この特別償却の付表（震五）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条の2《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けるとに代えて措置法第68条の4に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。 ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。 3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するか分区に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。 4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。 5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。 6 「同上の所在地4」には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している特定激甚災害地域（東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚災害を受けた地域として東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法施行令」といいます。）第18条の2第1項に規定する区域をいいます。）の市町村名を「宮古市」、「仙台市」、「福島市」などと記載します。 7 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。 8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。 9 「割増償却率10」の分子は、被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれかに該当するか分区に応じ、それぞれ次の割増償却率を○で囲みます。 (1) 耐用年数が35年以上である場合…「70」 (2) 耐用年数が35年未満である場合…「50」 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるか分区に応じ、該当するものを○で囲みます。 11 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。 なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。 (1) 「家屋及び建築物の区分13」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。 (2) 「3.3平方メートル当たりの取得価額14」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。 (3) 「各独立部分ごとの床面積15」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。 (4) 「生活用設備の有無16」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの分区に応じ、いずれかを○で囲みます。 (5) 「被災者向け優先公募の有無17」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われるものであるかどうかを記載します。 (<u>追 加</u>)